

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により、檀原市長から次のとおり公共測量を実施することについて通知が
ありました。

平成二十五年十一月五日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（数値撮影（デジタル）及び写真地図作成）
- 二 測量の地域 檀原市全域
- 三 測量の期間 平成二十五年十月二十三日から平成二十六年三月二十五日まで